

事 務 連 絡

平成29年 9月17日

剣道部顧問 様

下記の件について宜しくお願いいたします。

1 第62回埼玉県剣道大会について

出場希望者は、申込書に記入の上、必ず試合区分、懇親会の出欠を書いてください。
締め切りは10月20日（金）です。

懇親会に参加する方は、懇親会の要項をお渡しする時に会費を徴収いたします。

問い合わせ・申込先：埼玉県剣道連盟高校剣道連盟事務局
埼玉県立浦和高等学校内

森田 一成

〒330-9330

さいたま市浦和区領家5-3-3

TEL 048-886-3000

FAX 048-885-4647

埼 剣 連 第 196 号
平 成 29 年 9 月 15 日

各加盟団体長 様

公益財団法人埼玉県剣道連盟
会 長 山 中 茂 樹

第 62 回埼玉県剣道大会（一般の部）要項

1. 大会の名称 第 62 回埼玉県剣道大会（一般の部）
2. 日 時 平成 29 年 11 月 23 日(木) 午前 9 時 30 分開会(9 時開場)
3. 会 場 埼玉県立武道館 主道場
4. 主 催 公益財団法人 埼玉県剣道連盟
5. 後 援 全日本剣道連盟 埼玉新聞社
6. 試 合 区 分 ※ トーナメント・対試合の出場は、どちらか一方のみとする。
 - (1) トーナメントの部
 - ① 女子の部(段位・年齢制限なし。四段以下参加人数は下記の表のとおり)
 - ② 男子初段～四段以下の部(年齢制限なし。参加人数は下記の表のとおり)
 - ③ 男子五・六・七段の部(年齢制限なし)
 - ④ 夫婦の部(段位・年齢制限なし 〔他の種別には参加できない。〕)
 - (2) 立会の部(拝見)
 - ① 男子の部
 - ア 四段以上、六段以下の部(年齢 50 歳以上 69 歳以下)
 - イ 七段の部(年齢 69 歳以下)
 - ウ 70 歳以上の部
 - ② 女子の部 (本年度より増設)
 - ア 50 歳以上の部(段位制限なし)
 - イ 六・七段の部(年齢制限なし)
 - ③ 特別試合(八段)
7. 参加資格及び人員
 - (1) (公財)埼玉県剣道連盟加盟団体会員であること。
 - (2) 中学生・高校生は参加できない。
 - (3) 男女とも四段以下の参加人員は、次のとおりとする。

支部ランク	男子(四段以下)	女子(四段以下)
A 13 団体	10 名以内	6 名以内
B 4 団体	8 名以内	5 名以内
C 8 団体	6 名以内	4 名以内
D 5 団体	4 名以内	3 名以内
E 8 団体	2 名以内	2 名以内

8. 試合の種別及び方法 試合上の注意別記
9. 表彰
- (1) 公益財団法人埼玉県剣道連盟表彰規程による表彰(開会式時)
- ① 功労賞受賞者
 - ② 功労一時金受領者
 - ③ 全国大会3位以内入賞者
- (2) 大会入賞者の表彰(閉会式時)
- ① 女子の部・男子四段以下の部・男子五・六・七段の部・夫婦の部の3位までの入賞者。
 - ② 70歳以上の部・夫婦の部には参加者全員に参加賞を授与する。
10. 審判員
- (1) 審査員
 - (2) 試合申込者の七段受有者のうち、会長が委嘱した者。
 - (3) 審判員服着用のこと。(剣道着・袴も可)
11. 選手の申込等
- (1) 「埼玉県剣道大会一般申込書」を使用し、エントリーフォームより申し込む。
「記入例です、読んでください」に詳細を記載している。
申込期日 平成29年10月23日(月)
 - (2) 期限後の申し込みは、受付けない。
(無断欠席者については次回の参加を認めない。)
12. その他
- (1) 試合中に生じた事故により傷害を被った場合、これを補償する目的で傷害補償制度(往復途上不担保)に加入し、その保険料は(公財)埼玉県剣道連盟が、負担する。
 - (2) 年齢基準日は、大会の当日とします。
 - (3) 名札の所属名は加盟団体名とし、県名、剣友会名、道場名、大学名等は使わないこと。[出場できないものとする。]
- 注) 昼食は各自用意する。
審判員の昼食は用意致します。
ゴミは各自お持ち帰る。
観客席は、地区別になっていますので譲り合って座る。

個人情報保護法への対応

〔以下を申込者へ周知すること。〕

申込書に記載される個人情報(登録県名、称号、段位、漢字氏名、カナ氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、職業等)は全日本剣道連盟および加盟団体(都道府県剣道連盟)が実施する本大会運営のために利用する。

なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人化情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

試合上の注意

本大会の試合は、全日本剣道連盟の剣道試合・審判規則、同細則、同運営要領に準拠して行うが、細部については次のとおりとする。

(1) 【トーナメントの部】

女子、男子とも3分3本勝負とする。

勝敗が決しない場合は、延長2分1回を行い、それでも勝敗が決しないときは、判定とする。但し、準決勝戦、決勝戦は勝敗の決するまで延長を行う。

(2) 【夫婦の部】

① トーナメントとし、男女とも3分3本勝負とする。個人の勝敗が決しない場合は引き分けとする。

組間の勝敗は勝者数、総本数の順で決定するが、ともに同数の場合は抽選により勝敗を決定する。くじを引く者は勝者同志とする。

但し二人とも引き分けの場合は任意とする。

② 決勝戦において、組間の勝敗が決しない場合は抽選とせず代表者戦を行う。代表者戦の出場者は任意とする。この場合の試合は3分1本勝負とし、勝敗の決するまで延長を行う。

